

第7章

生命保険と税金

保険料支払いと所得税・住民税(生命保険料控除)

POINT

納税者本人が一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合は、所得税、住民税の計算上、生命保険料控除の適用を受けることができます。

1 生命保険料控除額の計算方法

生命保険料控除額の計算方法は、次のとおりです。

控 除 額		控 除 額	
所 得 税		住 民 税	
(1)2011年12月31日以前に締結した保険契約についてのみ適用する場合 一般生命保険料、個人年金保険料ごとにそれぞれ次の金額の合計額が控除されます。(最高10万円)		(1)2011年12月31日以前に締結した保険契約についてのみ適用する場合 一般生命保険料、個人年金保険料ごとにそれぞれ次の金額の合計額が控除されます。(最高7万円)	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	支払保険料等×1/2+12,500円	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
50,000円超100,000円以下	支払保険料等×1/4+25,000円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
100,000円超	一律 50,000円	70,000円超	一律 35,000円
(2)2012年1月1日以後に締結した保険契約についてのみ適用する場合 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料ごとにそれぞれ次の金額の合計額が控除されます。(最高12万円)		(2)2012年1月1日以後に締結した保険契約についてのみ適用する場合 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料ごとにそれぞれ次の金額の合計額が控除されます。(最高7万円)	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
80,000円超	一律 40,000円	56,000円超	一律 28,000円
(3)2011年12月31日以前に締結した保険契約と2012年1月1日以後に締結した保険契約の両方について適用する場合 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料ごとにそれぞれ次の金額の合計額が控除されます。(最高12万円)		(3)2011年12月31日以前に締結した保険契約と2012年1月1日以後に締結した保険契約の両方について適用する場合 一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料ごとにそれぞれ次の金額の合計額が控除されます。(最高7万円) ・2011年12月31日以前締結のみで計算(一般生命保険、個人年金保険):35,000円限度 ・2012年1月1日以後締結のみで計算(一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険):28,000円限度 ・2011年12月31日以前締結のみで計算したものと2012年1月1日以後締結のみで計算したものを合計(一般生命保険、個人年金保険):28,000円限度	
保険契約	控除額		
一般生命保険料	・2011年12月31日以前締結分の年間支払保険料等の額が6万円を超える場合:2011年12月31日以前締結分の保険料等の額…(1)により計算(最高5万円) ・2011年12月31日以前締結分の年間支払保険料額が6万円以下の場合 ①2011年12月31日以前締結分…(1)により計算した金額 ②2012年1月1日以後締結分…(2)により計算した金額 ③①+②=控除額(4万円限度)		
個人年金保険料	・2011年12月31日以前締結分の年間支払保険料等の額が6万円を超える場合:2011年12月31日以前締結分の保険料等の額…(1)により計算(最高5万円) ・2011年12月31日以前締結分の年間支払保険料額が6万円以下の場合 ①2011年12月31日以前締結分…(1)により計算した金額 ②2012年1月1日以後締結分…(2)により計算した金額 ③①+②=控除額(4万円限度)		
介護医療保険料	(2)により計算した金額		

2 対象となる保険契約等

生命保険料控除の対象となる保険契約等は、以下に掲げるとおりです。

ただし、一般の生命保険契約および介護医療保険契約については本人または配偶者その他の親族(生計が一でなくともよい)が保険金受取人の場合に、個人年金保険契約については本人または配偶者が年金受取人の場合に限られます。

区分	内容
一般の生命保険契約等	①生命保険会社等と締結した生存または死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの ^(※)
	②生命保険会社等と締結した身体の傷害または疾病等により保険金等が支払われる保険契約のうち医療費等支払事由を給付原因として保険金等が支払われるもの ^(※) ※2011年12月31日以前の契約
	③旧簡易生命保険契約 ※2012年1月1日以降の契約は、旧簡易生命保険契約のうち一定のもの
	④農業協同組合等と締結した生命共済契約 ^(※) 等
	⑤確定給付企業年金または適格退職年金契約
個人年金保険契約等	上記一般の生命保険契約等のうち、①、③、④に係る契約(年金の給付を目的とする下記の要件を満たす保険契約) ・年金の受取人が、保険料等の払込みをする人、またはその配偶者となっていること ・保険料等の払込みを年金支給開始日前10年以上定期的にを行うものであること ・年金の受取開始が60歳以降で10年以上の定期または生存している期間にわたって定期的に支払われるものであること など
介護医療保険契約等(2012年1月1日以後の契約)	①生命保険会社等と締結した身体の傷害または疾病等により保険金等が支払われる保険契約のうち医療費等支払事由を給付原因として保険金等が支払われるもの ^(※)
	②身体の傷害または疾病等により保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約、農業協同組合等と締結した生命共済契約等のうち一定のもので、医療費等支払事由を給付原因として保険金等が支払われるもの ^(※)

※保険期間または共済期間が5年未満のもの等、一定のものを除きます。

3 手続き

生命保険料控除の適用を受けるためには、確定申告書に生命保険料控除に関する事項を記載するとともに、支払保険料等を記載した証明書または電磁的記録印刷書面(電子証明書等に記録された情報の内容とその内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。)を添付するか確定申告書を提出する際に提示する必要があります。ただし、2011年12月31日以前に締結した保険契約等で年間保険料が9,000円以下のものと年末調整の際に控除を受けたものは、その必要がありません。また、年間の給与等の金額が2,000万円以下の給与所得者は、年末調整の際に、支払保険料等を記載した証明書を添付した「給与所得者の保険料控除申告書」を会社に提出することにより適用を受けることができます。

満期保険金・解約返戻金にかかる税金

1 満期保険金と税金

POINT

満期保険金を受取った場合は、契約者（保険料負担者）と満期保険金の受取人が同一人か否かにより、所得税・住民税または贈与税のいずれかの課税対象になります。

満期保険金を受取った時の契約形態別課税関係

ケース	契約者（※）	被保険者	保険金受取人	課税関係
(1)	父	問わない	父	所得税・住民税の対象
(2)	父	問わない	父以外	贈与税の対象

※契約者以外の者が保険料を負担している場合には、税務上、その保険料負担者を契約者とみなします。

ケース(1)契約者である父（保険料負担者）自身が受取った場合：所得税・住民税の対象

①一時金で受領した場合：一時所得

一時所得の計算方法： $\{(\text{満期保険金} - \text{払込保険料}) - 50\text{万円}(\text{※})\} \times 1/2$

※同じ年に他に一時所得がない場合

なお、5年以内に満期となる一定の保険契約について利益が発生した場合、総合課税ではなく利益の20.315%が源泉分離課税の対象です。この場合、源泉徴収のみで課税が終了するため、確定申告の対象になりません。

②年金形式で受領する場合：公的年金等以外の雑所得

雑所得の計算方法：受取年金額－必要経費（受取年金額に対応する払込保険料）

ケース(2)契約者（保険料負担者）と満期保険金受取人が異なる場合：贈与税の対象

①一時金で受領した場合：満期保険金が贈与税の対象

②年金形式で受領する場合：

年金受取開始時において残存期間等に応じて評価した金額が贈与税の対象（さらに、その後毎年受取る年金（上記贈与税の対象となる部分を除きます）は雑所得の対象）

2 解約返戻金と税金

POINT

- ①解約返戻金は、契約者が受取ります。
- ②契約者と保険料負担者が同一の場合には、解約返戻金について所得税・住民税の対象となります。
- ③契約者と保険料負担者が異なる場合には、保険料負担者から契約者（解約返戻金受取人）への贈与とみなされ、解約返戻金相当額について贈与税の対象となります。

ケース(1)契約者と保険料負担者が同一の場合：「一時所得」として所得税・住民税の対象

一時所得の計算方法： $\{(解約返戻金 - 払込保険料) - 50万円(※)\} \times 1/2$

※同じ年に他に一時所得がない場合

なお一定の保険契約について契約時より5年以内に解約し利益が発生した場合、総合課税ではなく解約利益の20.315%が源泉分離課税の対象です。この場合、源泉徴収で課税が終了するため、確定申告の対象になりません。

ケース(2)契約者と保険料負担者が異なる場合：贈与税の対象

保険料負担者から契約者（解約返戻金受取人）への解約返戻金相当額の「贈与」とみなされ贈与税の対象です。

死亡保険金にかかる税金

POINT

被保険者の死亡により死亡保険金を受取った場合は、保険の契約形態により課される税金が相続税、贈与税、所得税・住民税と異なります。

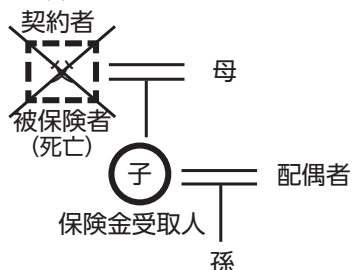
「被保険者を父」とする生命保険契約であっても、「契約者（保険料負担者）」と「保険金受取人」が誰であるかによって相続税（非課税の適用あり・なし）、贈与税、所得税・住民税と課される税金が異なります。

死亡保険金を受取った時の契約形態別課税関係

ケース	契約者（※）	被保険者	保険金受取人	課税関係
(1)	父	父	子	相続税の対象（「非課税」の適用あり）
(2)	父	父	孫（相続人でない）	相続税の対象（「非課税」の適用なし）
(3)	母	父	子	贈与税の対象
(4)	子	父	子（契約者）	所得税・住民税の対象

※契約者以外の者が保険料を負担している場合には、税務上、その保険料負担者を契約者とみなします。

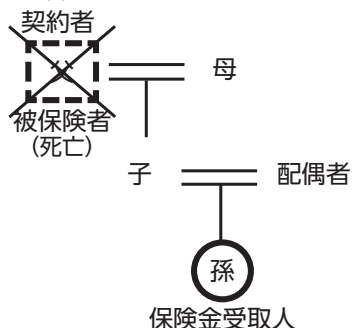
ケース(1)



子が受取る死亡保険金：相続税の対象
（死亡保険金の非課税の適用あり）

死亡保険金の非課税限度額： **P.250**)

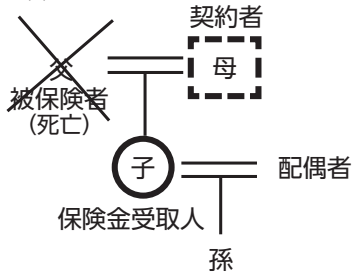
ケース(2)



孫が受取る死亡保険金：相続税の対象
（死亡保険金の非課税の適用なし（孫は相続人でないため））

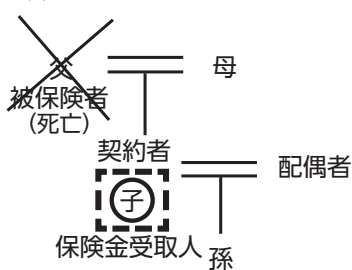
（注）孫が支払う相続税は2割加算

ケース(3)



子が受取る死亡保険金：贈与税の対象
(契約者(母)が保険料を支払ったことにより、
子が保険金を受取ることから、母から子への
保険金贈与となるため)

ケース(4)



子が受取る死亡保険金：
「一時所得」として所得税・住民税の対象
(契約者(子)が支払った保険料に対し、
子本人に保険金が支払われるため)

一時所得の計算方法：{(死亡保険金－払込保険料)－50万円(※)}×1/2

※同じ年に他に一時所得がない場合